
新型コロナウイルス感染症 対応マニュアル（学生用）

～体調不良時・感染が疑われる場合の対応等～

2022年1月11日改定
埼玉県立大学 事務局
学生・就職支援担当

目次

1	日頃の対策・活動の制限について	2
(1)	健康管理の徹底	2
(2)	日常生活における対策	2
(3)	学内や実習中における対策	3
(4)	ワクチン接種の際の留意事項	3
2	感染が疑われる場合の対応	4
	手続きフロー	4
(1)	体調不良時や感染の疑いがある場合の対応について	5
①	来学の禁止・出席停止に係る手続き	5
②	危機管理担当窓口への連絡（上記ⅡまたはⅢに該当する場合）	6
③	その他留意事項	7
(2)	出席停止・公欠時の手続き	8
(3)	Q&A	13
(4)	判断例	15
3	その他参考情報	16

困ったらずはこちらにご連絡ください

- ・ PCR 検査の対象になった場合
- ・ PCR 検査の対象となった者と接触があった場合

⇒危機管理担当窓口へ：048-973-4108

090-7184-4244（休日夜間専用）

※報告事項等は P.6 を参照

- ・ その他新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ

⇒学生・就職支援担当へ

電話：048-973-4116

Mail：gakusei@spu.ac.jp

※長期休暇中等の授業がない時期であっても、各種報告や手続きが必要です。

1 日頃の対策・活動の制限について

(1) 健康管理の徹底

- ・必ず毎日、「健康観察票」及び「行動記録票」を記録・保存してください。

健康観察票：体温測定及び日々の健康状態の記録（朝・夕）

行動記録票：いつ、どこに出かけたか、誰と会ったかなど記録

- ・公欠の申請をする場合には「健康観察票」「行動記録票」の提出が必要になります。

様式：WebClass>新型コロナウイルス感染症に関連する情報(学生用)

>授業・学生生活等に関するお知らせ>新型コロナウイルス感染症に関する様式集

<https://swebclass.spu.ac.jp/webclass/login.php?id=8c31e9faf80fcd24e9f5dd7c603d2c21&page=1>

(2) 日常生活における対策

自分が感染しない、また、他人を感染させないため、以下の対策に努めてください。

「自分自身が他人へ感染させる危険があること」を常に念頭におきましょう。

① 基本的な対策

- ・個人での対策： ①手洗い ②マスク (③うがい)
- ・免疫力アップ： ①保温 ②栄養 ③休息・睡眠 ④適度な身体活動
- ・環境の整備： ①消毒 ②換気 ③流水洗浄
- ・行動の見直し： フィジカル・ディスタンシング（身体的距離）の確保
「3密」回避（「ゼロ密」を目指す）、ハイリスクな場所には行かない

※歯磨きは、口腔保健指導室（南棟 126）をご利用ください。その他の場所では「密」を避け飛沫感染防止のため、口うがい（ブクブグうがい）のみにする、また手短に済ませる等の工夫をしましょう。

※ワクチン接種後も、マスクの着用など、上記の「基本的な対策」を継続してください。

② 外出等の自粛

- ・授業等を除いて、不要不急の外出自粛を徹底してください。
- ・不要不急の県境をまたぐ移動は自粛してください。
- ・屋外での運動（ウォーキング、ジョギングなど）は密を避けて行ってください。

③ 飲み会や会食自粛徹底

- ・飲み会、懇親会やコンパ等、参加者同士が濃厚接触する可能性が高い行事や会食は、自粛を徹底してください。
- ・食事をする際は、昼夜を問わず「黙食」「個食」を徹底してください。

④ 買い物時等の時間短縮

- ・ 買い物はできる限り 1 人で。
- ・ 必需品を買うための外出や通院などは、密を避け、短時間で。

⑤ サークル活動について

課外活動（サークル活動等）の可否については、最新の活動可能レベルを「課外活動（サークル等）実施における基本方針」に定めています。

また、活動再開時においては、再開の手続きを行った上で、「課外活動再開におけるガイドライン」を遵守して活動してください。（詳細は下記ページを参照）

掲載場所：WebClass>学生生活のページ>課外活動再開

https://swebclass.spu.ac.jp/webclass/course.php/00000009/login?acs_=8b7e0c99

(3) 学内や実習中における対策

(1)(2)の対策に加えて、対面授業を今後も継続していくために、以下の感染症対策を徹底してください。

- ①入構時は、学内に設置している手洗い場を活用し、手洗い等を行ってください。なお、手拭き用のペーパータオルはないので、他者と共有しないよう必ずハンカチ等を携帯してください。
- ②マスクを着用し、咳エチケットを徹底してください。
- ③マスクを着用しない時は、人との距離は2m、最低でも1m以上はあけるよう留意してください。
- ④換気のために教室等の窓や扉をあけることがあります。閉めないようにしてください。
- ⑤使用できない机やいすには、その旨の張り紙がしてあります。使用しないようにしてください。
- ⑥教室等の使用後は、必ず使用した机やいすを消毒してください。消毒液は各教室にあります。
- ⑦高頻度の接触が予測される共有スペース、エレベーターなどの利用は、必要最低限にしてください。
- ⑧学内での所在時間は、必要最低限にしてください。

(4) ワクチン接種の際の留意事項

ワクチンを接種した際には、高い割合で発熱等の副反応が出ることがわかっています。ワクチンを接種する際には、以下の点に留意してください。（P.10 もご確認ください。）

①できる限り週末もしくは接種後2日間は授業や実習の予定がない時の接種を推奨します。

②**本学の推奨はなく、自主的にワクチン接種する場合には**、学生・就職支援担当

(gakusei@spu.ac.jp) に**事前申告することが、副反応発生時の公欠要件となっています。**

接種予定日・接種理由（市の集団接種事業等）を、接種日の1週間前にご連絡ください。また、接種日までの1週間は、健康観察や感染症対策をより徹底してください。

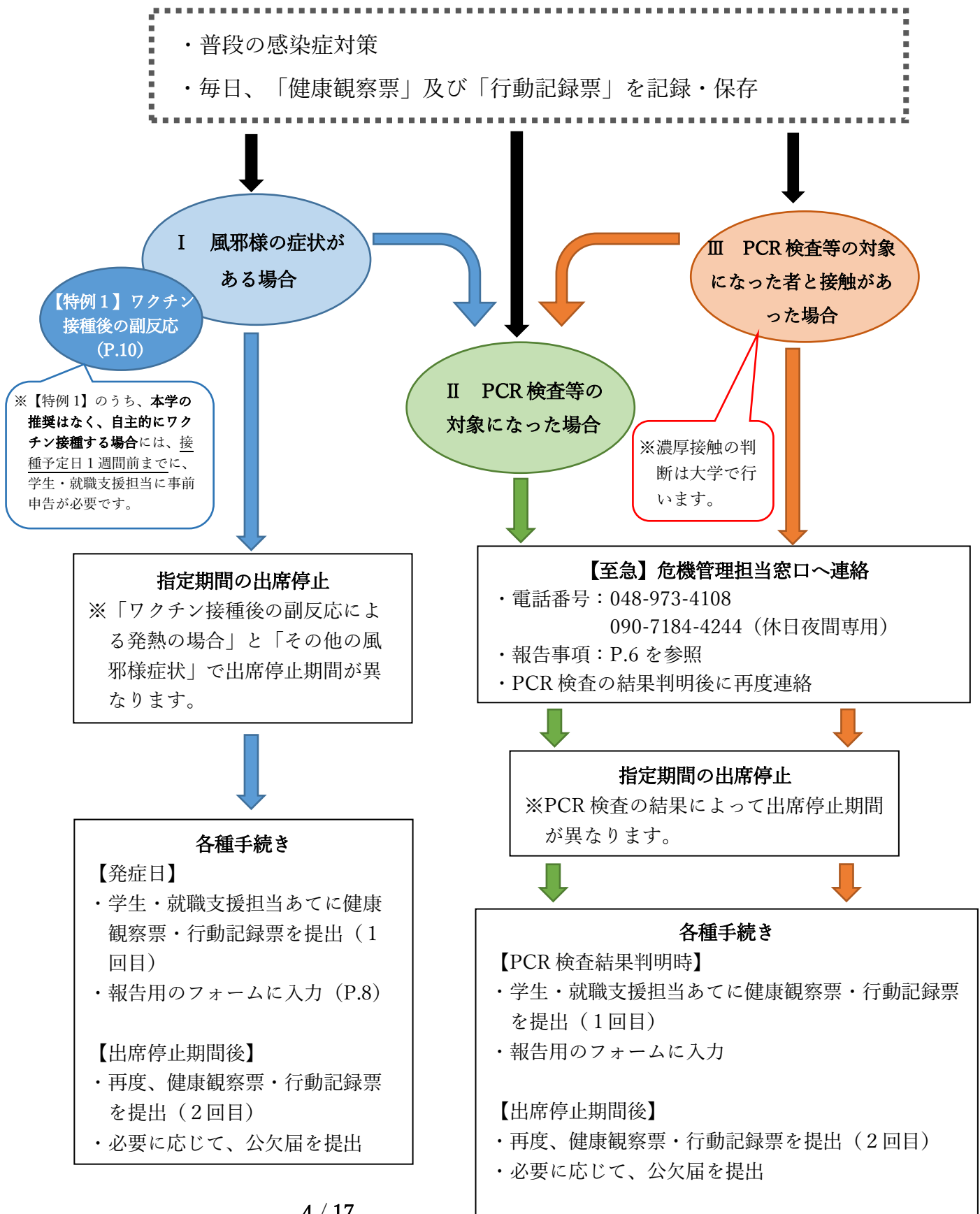
※COVID-19の潜伏期間（中央値）は5日間です。もし副反応が出た場合にも、接種1週間前の健康管理を徹底していれば、発熱が副反応によるものの可能性がいっそう高まります。

③副反応が出た際には、出席停止期間が設けられています。P.10のとおり対応してください。

④ワクチンの予防効果が出るのは接種完了後2週間以降とされており接種後の感染（ブレークスルー感染）も散見されているので、ワクチン接種後も十分な感染症対策は必要です。

2 感染が疑われる場合の対応

手続きフロー



(1) 体調不良時や感染の疑いがある場合の対応について

① 来学の禁止・出席停止に係る手続き

次のⅠ～Ⅲに該当する場合は、大学には絶対に来ないでください。

また、出席停止・公欠扱いとなりますので、「(2)出席停止・公欠時の手続き」(P.8)に従い、手続きを行ってください。

※本規程においてPCR検査とは、保健所又は医療機関で必要と判断されたものを指し、**自主的に受検したものを除きます。**

※公欠対象の授業がない場合にも「(2)出席停止・公欠時の手続き」は必要です。

対象者		補足
I	風邪様の症状がある場合	<ul style="list-style-type: none">・風邪様症状：発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感、悪心・嘔吐、関節痛等・<u>ワクチン接種後の副反応であっても出席停止となります。(P.10)</u>・37.5℃以上または平熱+1℃以上を発熱の目安としてください。ただし、目安以下の場合でも、その他の風邪様症状が出ている場合には、出席停止となります。
II	PCR検査等の対象になった場合	<ul style="list-style-type: none">・まずはP.6のとおり、<u>大学の危機管理担当窓口</u>に報告してください。・陰性の場合であっても、出席停止期間が設けられています。
III	PCR検査等の対象になった者と接触があった場合	<ul style="list-style-type: none">・まずはP.6のとおり、<u>大学の危機管理担当窓口</u>に報告してください。・濃厚接触の有無は大学で判断します。身体的距離や時間に関わらず、<u>PCR検査等の対象者と少しでも接触があった場合にはご連絡ください。</u> <p>※保健所等に濃厚接触者と特定される前や、特定されない場合であっても、学内における感染拡大防止のために本学が必要と認める場合は、濃厚接触者として対応します。 (同居家族がPCR検査の対象になった場合等)</p>

【注意事項】

上記は、本学内における授業の参加やその他来学に関する規程です。実習等への参加については、実習先の基準や判断が優先されます。必ず科目責任者や実習先と相談の上、参加の可否について検討してください。

② 危機管理担当窓口への連絡（上記ⅡまたはⅢに該当する場合）

以下に該当する場合、保健所等の指示に従うとともに、至急、大学の危機管理担当窓口に報告してください。 ※電話番号：048-973-4108・090-7184-4244（休日夜間専用）

- ・Ⅱ PCR 検査等の対象となった場合
- ・Ⅲ PCR 検査等の対象となった者と接触があった場合

なお、保健所から要請があった際には、情報提供することがありますので、御承知おきください。

【報告事項】

	報告事項（要事前確認）	報告用メモ欄
	基本情報（氏名、性別、年齢、住所、電話番号等）	
	学科、専攻、学年、担任教員名	
	通学方法	
	発熱等の症状、発症日	
	P C R検査等実施日、陽性判明日、管轄保健所	
	医療機関への受診状況、受診結果	
	学内への立ち入りの有無（発症2日前～）立ち入った場所や時間、学内で接触のあった教員・学生等 ※特に、直近の来学日や、受講した科目及び教員、その他接触した人について把握した上で連絡のこと。	
	学外での活動状況（発症2日前～）接触のあった本学関係者	

【参考】濃厚接触の認定（上記Ⅲに該当する場合）

「Ⅲ PCR 検査等の対象となった者と接触があった場合」については、保健所等に濃厚接触者と特定される前や、特定されない場合であっても、学内における感染拡大防止のために本学が必要と認める場合は、濃厚接触者として対応します。

本認定は大学で行いますので、自身で判断せず、PCR 検査等の対象者と少しでも接触があった場合には危機管理担当窓口ご連絡してください。

認定基準（学生用・概要版）		
1	保健所認定濃厚接触者	保健所が濃厚接触者であると判断した場合
2	暫定的濃厚接触者	保健所調査前に、本学の調査によって、以下(1)または(2)の状況が判明した場合 (1)同居家族等がPCR検査の対象となった場合 (2)以下①～④の全項目を満たす場合 ①PCR検査対象者が「発症した日」、または「検査が必要と判断された日」の2日前以降に、 ②マスク等を外した状態において、 ③約1m以内の距離で、 ④15分以上会話・接触があった場合 (3)その他厚生労働省の濃厚接触の定義に該当する場合 (車内等での長時間接触、適切な感染防護なしに看護等、汚染物質に直接接触)
3	本学独自の認定基準による濃厚接触者	その他、学内における感染拡大防止のために本学が必要と認める場合

※ 本基準においてPCR検査とは、保健所又は医療機関で必要と判断されたものを指し、自主的に受検したものを除く。

③ その他留意事項

- ・風邪様症状を発症したがPCR検査等の対象とはならず、インフルエンザ等の学校感染症（学生便覧参照）と診断された場合、対面授業については法定の期間が出席停止・公欠扱いとなります。（※遠隔授業は出席停止・公欠対象となりません。体調等に問題がなければ受講可能です。）
- ・学内において、新型コロナウイルス感染症に罹患した者が確認された場合、学内授業が休止となる場合があります。
- ・学内授業が休止となった場合、遠隔授業等の代替手段へ変更となる場合があります。

(2) 出席停止・公欠時の手続き

① 以下の該当するページに従って、手続きを行ってください。

- I 風邪様の症状がある場合 P.9
 - 【特例1】 ワクチン接種後の副反応の場合 P.10
- II PCR 検査等の対象となった場合 P.11
- III PCR 検査等の対象となった者と接触があった場合 P.12

② また、表内に記載のとおり、状況確認のため、以下のフォームの該当箇所に入力してください。 (全員・必須)

<https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013>



<入力 of 時期>

- I 風邪様の症状がある場合 ⇒発症日
 - 【特例1】 ワクチン接種後の副反応の場合 ⇒発症日
- II PCR 検査等の対象となった場合 ⇒PCR 検査結果判明時
- III PCR 検査等の対象となった者と接触があった場合 ⇒PCR 検査結果判明時

③ なお、「健康観察票」「行動記録票」及び「公欠届」を提出方法は以下のとおり

提出先：学生・就職支援担当 (gakusei@spu.ac.jp)

様式	提出方法 (以下のいずれか)
・健康観察票 ・行動記録票	・【推奨】 データで作成し、メールに添付 ・紙で作成し、PDFまたは写真データで送付 ※写真データの場合は、書類全体が画面いっぱいに入るよう撮影してください。
・診断書、診療明細書等 ※「風邪様の症状がある場合」及び 「学内感染予防のため大学が公欠扱いとした場合」には提出不要	
・公欠届	・データで作成し、メールに添付 ・紙で作成し、PDFデータで送付 (写真は不可)

様式：WebClass>新型コロナウイルス感染症に関連する情報(学生用)

>授業・学生生活等に関するお知らせ>新型コロナウイルス感染症に関する様式集

<https://swebclass.spu.ac.jp/webclass/login.php?id=8c31e9faf80fcd24e9f5dd7c603d2c21&page=1>

2022年1月11日から運用再開

Ⅰ 風邪様の症状がある場合

	遠隔授業	対面授業（来学）
出席の取扱い	（受講できる体調なら）出席可	出席停止（来学禁止）
公欠	公欠対象外 熱発や倦怠感などで、遠隔授業でも 欠席する場合は、通常の病欠扱いとなる	公欠対象
出席停止期間 /公欠期間	—	風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患（※）であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。 （※疾患の例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等 ⇒ “風邪・感冒” という診断は不可）
必要な対応	1. 発症日の対応 (1) 報告用フォームへの入力（P8） https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013	1. 発症日の対応 (1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出（1回目） 記載期間：風邪様の症状発症の2日前～発症日 (2) 報告用フォームへの入力（P8） https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013
	—	2. 出席停止期間終了時の対応 ※状況把握のため、できる限り早めに対応ください (1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出（2回目） 記載期間：風邪様の症状発症2日前～出席停止期間終了日 (2) 公欠届の提出（欠席した授業がある場合） 【必要添付書類】 ・診断書または診療明細書（医療機関を受診した場合のみ）
提出先	学生・就職支援担当（gakusei@spu.ac.jp） ※CCに担任教員を入れてメール提出	

I 風邪様の症状がある場合（【特例1】ワクチン接種後の副反応）

①または②に該当し、かつ③④に該当する場合には、以下のとおり出席停止期間・公欠期間を短縮し、手続きの一部を省略する。

いずれかに 該当	①	本学の推奨にもとづいてワクチンを接種した場合（臨地実習等のために医療機関等からの求めがあった場合、本学で職域接種を実施する場合等）
	②	本学の推奨はなく、自主的にワクチン接種する場合 ⇒接種予定を事前（接種予定日1週間前まで）に学生・就職支援担当に申し（※）、接種日の1週間前からの健康状態が「健康観察票」および「行動記録票」で確認できる場合に限る ※ 学生・就職支援担当（gakusei@spu.ac.jp）に、接種予定日・接種理由（市の集団接種事業等）を、 <u>接種日の1週間前にご連絡ください。</u> （P3「(4) ワクチン接種の際の留意事項」も要確認）
どちらにも 該当必須	③	ワクチン接種の副反応として知られている次の症状に限る場合：発熱、全身のだるさ、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、悪心・嘔吐（※） ※ 上記症状が出た場合には、新型コロナウイルスの感染と副反応の区別がつかないことから、症状出現後は経過観察期間として出席停止にしています。 <u>上記症状が48時間を超えて続く場合</u> 、単なるワクチンの副反応とは考えにくく、本特例からは除外し、通常どおり「I 風邪様の症状がある場合（8日間の出席停止）」として扱う。（医療機関への受診を推奨）
	④	次の症状が1つもない場合：のどの痛み、咳、呼吸苦、味覚障害・嗅覚障害 ※上記症状はワクチン接種後の副反応としては通常はまれで、新型コロナウイルス感染症を強く疑わせるため

	遠隔授業	対面授業（来学）
出席の取扱い	（受講できる体調なら）出席可	出席停止（来学禁止）
公欠	公欠対象外 熱発や倦怠感などで、遠隔授業でも 欠席する場合は、通常の病欠扱いとなる	公欠対象
出席停止期間 /公欠期間	—	上記③の症状が消失するまで。 ただし解熱・鎮痛薬を12時間以上未使用で経過した場合に限る。
必要な対応	1. 発症日の対応 (1) 報告用フォームへの入力（P.8） https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013 ※ワクチン接種日も忘れずに記入すること	1. 発症日の対応 (1) 報告用フォームへの入力（P.8） https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013 ※ワクチン接種日も忘れずに記入すること (2) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 ※上記②に該当する場合のみ 記載期間：ワクチン接種日の1週間前～発症日
	—	2. 出席停止期間終了時の対応 (1) 公欠届の提出（欠席した授業がある場合）
提出先	学生・就職支援担当（gakusei@spu.ac.jp） ※CCに担任教員を入れてメール提出	

II PCR検査等の対象になった場合		
	遠隔授業	対面授業（来学）
公欠	公欠対象	公欠対象
公欠期間	<p>【陽性だった場合】 風邪様の症状発症日またはPCR検査等が必要と判断された時から、退院または療養が終了するまで</p> <p>【陰性だった場合】 PCR検査等が必要と判断された日から保健所の外出許可があった日まで。 かつ、風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで</p> <p>ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。</p> <p>(※疾患の例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等 ⇒”風邪・感冒”という診断は不可) ※保健所から外出不可の指示があった場合は、その期間までとする。</p>	
出欠の取扱い	(受講できる体調なら) 出席可	出席停止 (来学禁止)
出席停止期間	—	公欠期間と同様
必要な対応	<p>1. PCR検査等の対象になった時の対応 (即時) 大学の危機管理担当窓口へ報告 ※☎ 048-973-4108・090-7184-4244 (休日夜間専用)</p> <p>2. 検査結果判明時の対応 (1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (1回目) 記載期間：PCR検査等の対象となった日の2日前～検査結果判明日 (2) 報告用フォームへの入力 (P.8) https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013</p> <p>3. 公欠期間 (出席停止期間) 終了時の対応 ※状況把握のため、できる限り早めにご対応ください (1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (2回目) ・記載期間：PCR検査等の対象となった日の2日前～公欠期間終了 (2) 公欠届の提出 (欠席した授業がある場合) 【必要添付書類】 ・診断書、診療明細書等 (PCR検査等の結果が分かるもの又はPCR検査等を受けたことが分かるもの)</p>	
提出先	<p>学生・就職支援担当 (gakusei@spu.ac.jp) ※CCに担任教員を入れてメール提出</p>	

III PCR検査等の対象になった者と接触があった場合

	遠隔授業	対面授業（来学）
公欠	公欠対象	公欠対象
公欠期間	<p>【PCR検査等対象者が陽性だった場合】 PCR検査等対象者との接触に気づいた時から、感染者と最後に接触をした日の翌日から起算して14日間。 ※14日間を迎える前にPCR検査等の対象となった場合は、「II PCR検査等の対象になった場合」とおり。</p> <p>【PCR検査等対象者が陰性だった場合】 PCR検査等対象者との接触に気づいた時から、対象者の陰性判明まで。 ※保健所から外出不可の指示があった場合は、その期間までとする。 ※PCR検査対象者が、濃厚接触者として検査を受けた者で、自宅で14日間の健康観察となった同居家族等、接触に気づいた後も継続的に接触する恐れのある者の場合、解除後も注意を要する。解除後、PCR検査等対象者または本人（本学学生）に風邪様症状が見られる場合には、至急危機管理担当窓口ご連絡すること。</p>	
出席の取扱い	（受講できる体調なら）出席可	出席停止（来学禁止）
出席停止期間	—	公欠期間と同様
必要な対応	<p>1. PCR検査等対象者との接触に気づいた時の対応（即時） 大学の危機管理担当窓口へ報告 ※☎ 048-973-4108・090-7184-4244（休日夜間専用）</p> <hr/> <p>2. 検査結果判明時の対応 (1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出（1回目） 記載期間：PCR検査等対象者との接触に気づいた日の2日前～PCR検査等対象者の検査結果判明日 (2) 報告用フォームへの入力（P8） https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013</p> <hr/> <p>3. 公欠期間（出席停止期間）終了時の対応 ※状況把握のため、できる限り早めにご対応ください (1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出（2回目） ・記載期間：PCR検査等対象者との接触に気づいた日の2日前～公欠期間終了 (2) 公欠届の提出（欠席した授業がある場合） 【必要添付書類】 ・診断書、診療明細書等（PCR検査等の結果が分かるもの又はPCR検査等を受けたことが分かるもの）</p>	
提出先	<p>学生・就職支援担当（gakusei@spu.ac.jp） ※CCに担任教員を入れてメール提出</p>	

(3) Q&A

○公欠期間・出席停止期間の数え方について知りたい。

「風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過」の例は以下のとおり。

⇒4月22日に風邪様症状があり欠席した場合には、「4月22日から4月30日まで」出席停止期間・公欠期間となります。

	発症日	翌日								出席可
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
出席停止期間・公欠期間										

○風邪様症状に当たるか確認したい。

「このような症状が出ているが、授業を受けてもよいか」といった問合せをいただいても、“確実に感染症の可能性はない”との判断は大学ではできません。

○自費でPCR検査を実施する場合には何か手続きは必要か。

本規程においてPCR検査とは、保健所又は医療機関で必要と判断されたものを指し、自主的に受検したものを除きます。

- ・風邪様症状等がなく、かつ陰性だった場合には、特に連絡や手続きは不要です。
- ・風邪様症状が見られる場合には、「Ⅰ 風邪様の症状がある場合」の規程に従います。
- ・もしも検査の結果“陽性”と判明した場合には、ただちに危機管理担当窓口へ連絡し、「Ⅲ PCR検査等の対象となった者と接触があった場合」のとおり対応してください。

○出席停止期間（公欠期間）中に試験を欠席した場合の対応について教えて欲しい。

新型コロナウイルスに関する公欠により追試験を希望する場合、その科目の試験日から一週間以内に、「追試験願」をメールで事務局教務・入試担当（kyomu@spu.ac.jp）に提出してください。

様式：WebClass>新型コロナウイルス感染症に関連する情報(学生用)

>授業・学生生活等に関するお知らせ>新型コロナウイルス感染症に関する様式集

<https://swebclass.spu.ac.jp/webclass/login.php?id=8c31e9faf80fcd24e9f5dd7c603d2c21&page=1>

○出席停止期間（公欠期間）に「解熱薬などを内服せずに解熱後 72 時間以上経過するまで」

「解熱・鎮痛薬を 12 時間以上未使用で経過した場合に限る」とあるがどういった意味か。

自然に解熱したのか確認するため、上記期間を設けています。指定期間の解熱が確認できない場合には、出席停止期間（公欠期間）が延長になりますのでご注意ください。発熱が長く続く場合には、ワクチン接種の副反応以外の要因によるもの（風邪や熱中症など）の可能性があるので、医療機関の受診をお勧めします。



○公欠期間内の下記の“ただし書き”は、どのような場合に適用されるか教えて欲しい。

（虫垂炎、敗血症など）他人に感染させる恐れのない疾患によって発熱が継続するような場合を想定しています。

通常、コロナによる公欠は解熱後 72 時間の経過を見る必要がありますが、本ただし書きに該当する場合には、診断日以降は通常の病欠として扱うため、ご自身で回復した時期を判断し、通学再開できます。

本規程に該当するかは、都度、学生・就職支援担当にご相談ください。同一の疾患でも、感染時期等によって判断が変わることがあります。

風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで

ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。

(※疾患の例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等 ⇒”風邪・感冒”という診断は不可)

○接触した相手が陽性だった際に、保健所からは“濃厚接触者”ではなく“単なる接触者”として「念のためPCR検査を受けるよう」言われた。公欠上はどのような扱いになるか。

本件の場合、行政上の判断では、PCR検査の結果“陰性”だと即時外出許可が出ます。これを本学の規程「II PCR検査等の対象となった場合」のうち【陰性だった場合】に当てはめると、出席停止期間が即解除となります。

しかし、学内における感染拡大防止の観点から、「III PCR検査等の対象になった者と接触があった場合」のうち、【PCR検査等対象者が陽性だった場合】を適用し、14日間の公欠として取り扱います。

III PCR検査等の対象になった者と接触があった場合		
	遠隔授業	対面授業（来学）
公欠	公欠対象	公欠対象
公欠期間	【PCR検査等対象者が陽性だった場合】 PCR検査等対象者との接触に気づいた時から、感染者と最後に接触をした日の翌日から起算して14日間。 ※14日間を迎える前にPCR検査等の対象となった場合は、「II PCR検査等の対象になった場合」のとおり。 【PCR検査等対象者が陰性だった場合】	

(4) 判断例

	事例	判断内容
1	同居家族等が PCR 検査対象になった。	“暫定的濃厚接触者（P.15 参照）”として「Ⅲ PCR 検査等の対象になった者と接触があった場合」に該当します。
2	実習先関係者や接触のあった友人（アルバイト先の同僚等）が PCR 検査対象になった。（まだ検査を実施していない場合も含む）	暫定的に濃厚接触者として「Ⅲ PCR 検査等の対象になった者と接触があった場合」に該当する可能性があります。接触時の状況等を勘案し、大学で判断します。
3	同居家族等、実習先関係者及び接触のあった友人が PCR 検査対象になるかもしれない。	PCR 検査の結果が出るまでは濃厚接触者には当たりません。ただし、同居家族等の感染の疑いが強い場合には、できる限り外出しない、人と十分距離を取る等、日頃以上に「人に感染させない」行動を徹底してください。例）同居家族等の職場でクラスターが発生し、かつ同居家族等にも発熱が見られる 等
4	保健所により濃厚接触者でないと判断された。	保健所等に濃厚接触者と特定されない場合であっても、学内における感染拡大防止のために本学が必要と認める場合は、濃厚接触者として対応します。 PCR 検査等の対象者と少しでも接触があった場合には、危機管理担当窓口ご連絡してください。
5	同居家族等の PCR 検査結果が陰性だった。	「Ⅲ PCR 検査等の対象になった者と接触があった場合」内の【PCR 検査等対象者が陰性だった場合】に基づき濃厚接触者認定及び出席停止期間は終了します。 ただし、危機管理担当窓口への連絡や、各種手続きは必要です。
6	風邪様症状のある学生と授業で接触があった。	もしも発熱者が PCR 検査の対象となった場合、濃厚接触の可能性のある学生には、大学で判断した上で連絡します。それまでは、特に対応する必要はありませんが、もしも自身にも風邪様症状が見られた場合には、至急、危機管理担当窓口ご連絡してください。

3 その他参考情報

○ 新型コロナウイルスに関する総合サイト

- ・大学ホームページ内特設ページ「[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について](#)」

<主な掲載内容>

- ・学内外向けの重要なお知らせ
- ・新型コロナウイルス対策に関する大学の基本方針
- ・授業等の教育活動に関する基本方針
- ・その他各種お知らせ 等



- ・「[新型コロナウイルス感染症に関連する情報\(学生用\)](#)」【WebClass】

<主な掲載内容>

- ・学内向けの重要なお知らせ
- ・新型コロナウイルス対策に関する大学の基本方針
- ・授業に関するお知らせ
- ・保健センターからのお知らせや各種相談窓口の案内 等

○ 学生便覧（全データ版）【WebClass】

[学部用](#) / [研究科用](#)

○ 学内の感染者に関する情報

大学ホームページ NEWS 内「[新型コロナウイルス感染者の発生について（〇例目）](#)」

<https://www.spu.ac.jp/news/>

○ 授業関係の参考情報

- ・[自宅で利用できる情報センターのサービスについて](#)
- ・[学生向け情報ページ（遠隔授業の方法など）](#)

○ 奨学金・授業料

新型コロナウイルス感染拡大の影響等でご自身の収入が大幅に減った場合、奨学金の緊急採用・応急採用の対象となる可能性があります。学費支援が必要となった方は、学生・就職支援担当あて (gakusei@spu.ac.jp) にメールでご相談ください。

・[奨学金・授業料減免等経済的支援のページ](#)【WebClass】

○ 相談窓口

[こんな時はこちらへ（窓口一覧）](#)【WebClass】（リンク先2ページ目）

○ 就職活動

[就職・進学関連情報のページ](#)【WebClass】

○ 休学等について

休学等を検討している学生は、下記マニュアルを十分確認の上、担任教員・指導教員に相談してください。

[身分異動（休学・復学・退学等）について](#)【WebClass】

○ 緊急時の対応について

災害等などが発生した場合、本学では WebClass による「安全確認システム」により学生の安否確認を行うこととなっています。事務局からメールが届いた際には、必ず対応してください。

[緊急時の安否確認の流れ](#)【WebClass】

[災害時・緊急時の安否確認サイト（学生用）](#)【WebClass】